

保存と管理

1. 基本方針

(1) 保存管理の基本的方向性

史跡の保存管理計画を策定するために、史跡指定の根拠及び今日的な学術的観点より行った史跡の歴史的評価と史跡における現在の状況等を踏まえて、保存管理の基本的方向性を示した。

①史跡の歴史的評価

- ・ 武蔵国府は、奈良時代の初め頃から平安時代の中頃まで（今から約 1300 年～1000 年前）にかけて、武蔵国を治めた役所が置かれた、古代武蔵国の政治・行政・文化・経済の中心であった。古代律令制の地方支配・政治情勢を示す貴重な遺跡である。
- ・ 国衙は、国府の中心的役所群であり、武蔵国の中枢である。
- ・ 御殿地地区から発見された掘立柱建物群は、企画性のある建物配置をなし、武蔵国府の初期国司館跡とみなされた。国司館の機能を示し、重要である。
- ・ 徳川家康造営の「府中御殿」といわれる徳川将軍家初期の御殿が確認された。

②現在の状況

- ・ 国衙地区の大半は大國魂神社の敷地であり、一部は公有地である。
- ・ 御殿地地区は、公有地である。
- ・ 国衙地区の国史跡指定地内に、「史跡整備地 武蔵国府跡」として建物の柱配置などが整備された。
- ・ 国衙地区の大半を占める大國魂神社は、近隣のみならず全国より信仰を集め、祭祀が行われている。
- ・ 国衙地区の一部に府中市立ふるさと歴史館、観光情報センターがある。

③保存管理の基本的方向性

- ・ 奈良時代を中心とした古代武蔵国府跡と徳川家康の府中御殿としての史跡の維持・保全を図る。
- ・ 地下に埋蔵されている遺構・遺物を含め、史跡としての適切な公開・保存を図る。
- ・ 古来より営まれてきた大國魂神社の信仰空間としての風致を保つ。
- ・ 大國魂神社に参詣が行われていることに配慮する。

(2) 基本方針

- ・ 国史跡武蔵国府跡を保存し、その本質的価値を高めていくことを基本方針とする。
- ・ 本質的価値を、市民を始め国内から全世界、後世に伝え、史跡の歴史的価値と理解をさらに広める。
- ・ 我が国の歴史を正しく理解するための適切な保存管理を行う。
- ・ 国史跡指定地内のみならず、国府域全体を視野に入れた保存管理を図る。

2. 国衙地区

(1) 構成要素

本質的価値

- a) 古代武蔵国府の行政機能の中心である国衙跡であること。
- b) 2条の大溝によって画された東西約200m、南北約290mの大規模な国衙域であること。
- c) 国衙の中枢区域の大きさは、東西・南北約100mであることが国衙域内における溝によって確認されたこと。
- d) 国衙中枢建物である2棟の大型建物（正殿と前殿）とその西側に3棟の総柱建物（脇殿）が発見されたこと。
- e) 正殿は博敷きで四面廂付の格式ある建物であること。
- f) 国衙の中枢部は大半が大國魂神社境内に位置し、当社と国衙の成立は切り離せない関係であること。
- g) 国衙中枢地区から出土した瓦は、武蔵国分寺二寺のものと対応し、国衙と国分寺が密接に関係して創建され、またその後も建設されたこと。
- h) 隣接する武蔵国分寺や国衙の西を北上する東山道武蔵路などの歴史的環境や、南を流れる多摩川などの自然的環境を含めて、武蔵国衙の歴史的価値が高まること。

A 本質的価値を構成する諸要素

B 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

<p>地下に埋蔵されている遺構・遺物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国衙中枢建物である大型建物群跡 ・国衙域を画す2条の大溝 ・国衙中枢地区を画す溝 ・北門跡（掘立柱建物跡） ・掘立柱建物跡 ・竪穴建物跡 ・塼、瓦 ・その他の遺構・遺物 <p>広場・道などの指定地内に形成された歴史的環境及び景観</p> <p>大國魂神社境内</p>	<p>①近代以降に新たに加わった諸要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡整備地に復元された建物とその関連施設 ・ふるさと府中歴史館 ・観光情報センター <p>②大國魂神社の宗教施設とその関連施設</p> <p>③樹林・樹木</p> <p>④人為的地形</p> <p>⑤道路とその関連施設</p> <p>⑥便益施設等 案内板、説明板等</p> <p>⑦その他の人工物 上下水道、防犯施設、柵、電柱等</p>
--	---

(2) 保存・管理の方法

①基本方針

- ・ 現在残されている遺構や遺物の保護を図り、遺跡を保存していくことを第一の方針とする。
- ・ 厳密な保存管理を行う。
- ・ 公益との適切な調整を図る。
- ・ 関係者の財産権や神社境内としての宗教行為等に関するものについては、十分関係者との調整を図る。
- ・ 神社の宗教活動を尊重し、保存管理にあたる。

②保存管理の方法

- ・ 現状を適切に保存する。
- ・ 史跡が毀損もしくは衰亡している場合には必要に応じて学術的調査等の成果を踏まえて復旧、整備を行う。
- ・ 現状変更を許可する場合は、遺構を損なわないこと及び史跡としての景観に調和することを前提とする。

(3) 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

史跡指定地内において現状変更等を行う場合には、文化庁長官の許可(文化財保護法第 125 条。その一部は東京都に許可権限が移譲)が必要となる。そのため、指定地内で予想される各種の現状変更等の行為に対する取扱い基準を定めることとした。

- ① 現状変更に対しては、基本方針を尊重するとともに原則として次の指針によるものとする。
 - ・ 遺構に影響を及ぼす行為は認めない。
 - ・ 地形の変更は軽微なものを除いて認めない。
 - ・ 景観に大きく影響を及ぼす行為は認めない。
- ② 史跡が毀損もしくは衰亡している場合に行う復旧、整備及び史跡の保存管理に必要な施設の設置等に係る現状変更は、必要なものは認めるものとする。
- ③ 史跡指定地内の地区区分をする必要性を考慮し、現状変更等の取扱基準を定める。
- ④ 公益上必要不可欠と認められる現状変更については、設置場所、工法、形状、色彩等可能な限り史跡に及ぼす影響を軽減すること。
- ⑤ 大地震、台風等の非常災害に対する適切な応急的措置については、現状変更許可申請を要さないものとするが、上記毀損等の届出について府中市教育委員会と協議するものとする。

※ 現状変更の取扱いについては、「都市計画法」等、関係する各種法令との調整を図るものとする。

3. 御殿地地区

(1) 構成要素

国司館の本質的価値

- a) 都から派遣された国司の館であること。
- b) 武蔵国の国庁造営に先行する施設で、古代の地方行政制度の成立過程を考える上で重要であること。
- c) 国司の居住空間という性質以上の、「初期の国衙」の機能を持っていた可能性が高いこと。
- d) 整然と規則的に配置された建物群（掘立柱建物）であること。
- e) 特に四面廂付掘立柱建物は多柱間構造を有し、現在知られている官衙建物の中でも極めて稀なこと。
- f) 国衙に近接し、国府の一等地に立地していること。
- g) 武蔵野台地と多摩川低地をつなぐ府中崖線の突端部に位置し、富士山や万葉集に歌われた多摩の横山（多摩丘陵）を見渡す古来の景勝地に建てられていること。
- h) 周辺の歴史的環境（武蔵国分寺、東山道武蔵路、熊野神社古墳など）と一体となった広域での歴史的価値を有すること。

府中御殿の本質的価値

- a) 古代からのいわれを踏まえた徳川家康の御殿であること。
- b) 徳川将軍家の御殿の中でも、初期に造営されたものであること。
- c) 「武蔵府中国府台勝概一覧図」に「府中御殿御旧跡 国府台」と描かれたように風光明媚な土地であること。

A 本質的価値を構成する諸要素

B 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

<ul style="list-style-type: none">①地下に埋蔵されている遺構・遺物<ul style="list-style-type: none">・(国司館跡) 竪穴建物跡、掘立柱建物跡、溝、大型土坑、その他の遺構・遺物・(府中御殿) 竪穴建物跡、掘立柱建物跡、柵跡、墓、井戸跡、溝、土坑、その他の遺構・遺物・弥生時代後期から古墳時代前期の竪穴建物跡とその他の遺構・中世の区画溝②広場・道などの指定地内に形成された歴史的環境及び景観③自然地形 丘陵	<ul style="list-style-type: none">①近代以降に新たに加わった諸要素 復元された徳川家康の井戸②人為的地形③道路とその関連施設 府中街道からのアプローチ用道路等④便益施設等 案内板、説明板等⑤その他の人工物 上下水道、防犯施設、柵、電柱等
--	---

(2) 保存・管理の方法

①基本方針

- ・ 現在残されている遺構や遺物の保護を図り、遺跡を保存していくことを第一の方針とする。
- ・ 厳密な保存管理を行う。
- ・ 公益との適切な調整を図る。

②保存管理の方法

- ・ 現状を適切に保存する。
- ・ 史跡が毀損した場合には必要に応じて学術的調査等の成果を踏まえて復旧、整備を行う。

(3) 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

史跡指定地内において現状変更等を行う場合には、文化庁長官の許可(文化財保護法第 125 条。その一部は東京都に許可権限が移譲)が必要となる。そのため、指定地内で予想される各種の現状変更等の行為に対する取扱い基準を定めることとした。

- ① 現状変更に対しては基本方針を尊重し、史跡の保存活用以外の現状変更は認めない。
- ② 史跡が万が一毀損した場合に行う復旧、整備及び史跡の保存管理に必要な施設の設置等に係る現状変更は、必要なものは認めるものとする。
- ③ 大地震、台風等の非常災害に対する適切な応急的措置については、現状変更許可申請を要さないものとする。

※ 現状変更の取扱いについては、「都市計画法」等、関係する各種法令との調整を図るものとする。

4. 史跡指定地の周辺環境を構成する要素の保存管理

- ・ 史跡の追加指定を視野に入れた保存・活用を図る。
- ・ 府中市には、多摩川の作り出したハケ沿いの緑と湧水、浅間山に代表される緑豊かな自然環境、武蔵の国府や武蔵府中熊野神社古墳、大國魂神社とケヤキ並木に代表される伝統ある歴史的環境、郷土の森博物館を中心とした文化的環境という、大きな3つの文化財を取り巻く環境の柱がある。これらと地域に点在する貴重な文化財を結びつけた広域的なネットワークづくりを図る。
- ・ こうした個性的な地域の文化財が魅力あるまちづくりの核として活用され、活力ある地域づくりに役立てることが期待されている。
- ・ 地域づくりに活用するに当たっては、文化財の本質的価値が損なわれることのないように充分留意し、計画する。
- ・ 御殿地地区は、JR 府中本町駅前に立地するため、JR 東日本と連携をとりながら、周辺環境を整えることが課題である
- ・ 指定地周辺の環境を守るための地域を長期に渡って確保し、さらに景観条例や都市計画法等で環境の保全を図る。
- ・ 指定地周辺で、貴重な国府関連遺跡の検出が想定される地にも極力保存の方策を図る。

現状変更行為等に伴う許可申請区分表(案)

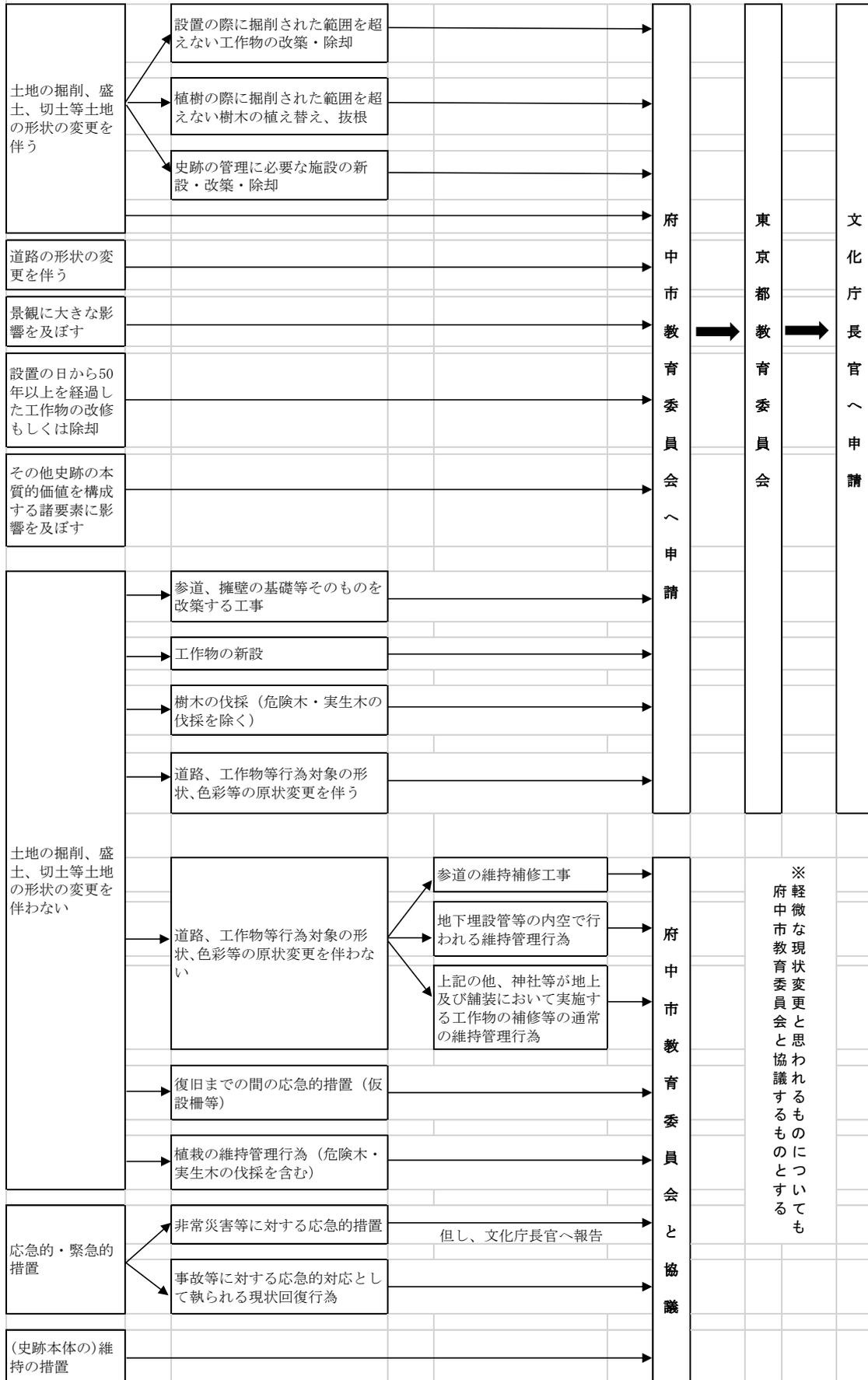
区分	行為の内容	主な参考例
府中市教育委員会と協議が必要	維持の措置 (1) 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。 (2) 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 (3) 史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	・史跡本体に関する維持の措置
	非常災害等のために必要な応急的措置 (1) 現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置 (2) 事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為	・応急に執られる措置 ・土砂崩れの土砂取り除き ・損壊した建築物・工作物等の除却 ・地下埋設管の破裂等に伴う緊急的措置
	保存に及ぼす影響が軽微である場合 (1) 道路、工作物等行為対象の形状、色彩等原状を変えない行為で、かつ次のいずれかに該当する行為 ① 舗装の維持補修工事 ただし、路盤(碎石)、擁壁等の基礎等そのものを改築する工事を除く。 ② 水路及び地下に埋設された管路にあつては、その内空で行われる維持管理行為 ③ 上記の他、道路管理者・交通管理者等が地上及び舗装において実施する工作物の補修等の通常の維持管理行為 (2) 植栽の維持管理行為(土地の形状の変更を伴わないもの) (3) 工作物の損壊等を復旧するまでの間に応急的に行われる措置(土地の形状の変更を伴わないもの)	・参道の維持管理に必要な補修 ・歩車道舗装の打ち換え ・側溝、擁壁、植樹帯の補修(側溝の蓋の取り替え、擁壁の石積みの補修等) ・危険木・実生木の伐採、樹木の剪定・枝払い、下刈り、株物の植え替え等 ・損壊した外柵の復旧までの間に設置される仮設の柵等
府中市教育委員会への許可申請書の提出	軽微な現状変更、又は保存に重大な影響を及ぼさない行為 (1) 道路、工作物等行為対象の形状、色彩等原状を変える行為(土地の形状の変更を伴わないもの) (2) 路盤(碎石)、擁壁等の基礎等そのものを改築する工事 (3) 設置の際に掘削された範囲を超えない範囲で行われる工作物の改築又は除却(ただし、設置の日から50年を経過していない工作物に限る) (4) 工作物の新設(ただし、土地の形状の変更を伴わないもの) (5) 史跡の管理に必要な施設の新設、改築又は除却(土地の形状の変更が最小限度のやむを得ない範囲を超えないものに限る) (6) 樹木の伐採(危険木・実生木以外の伐採)、及び植樹の際に掘削された範囲を超えない範囲で行われる樹木の植え替え、抜根	・参道の破損、劣化等に対応して行われる工事(路盤又は基礎そのものを改築する場合) ・擁壁、側溝、防火水槽、植樹帯の改築又は除却(構造物の基礎そのものを改築又は除却する場合) ・植樹帯の樹木の伐採(危険木・実生木以外の伐採) ・植樹帯の樹木の植え替え、抜根(植樹の際の掘削範囲を超えないもの)
	重大な現状変更、又は保存に重大な影響を及ぼす行為 (1) 土地の形状の変更を伴う行為 (2) 道路の形状の変更を伴う行為 (3) 景観に大きな影響を及ぼす行為 (4) 設置の日から50年以上を経過している工作物の改築もしくは除却 (5) その他、史跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼす行為	・側溝、擁壁、防火水槽、植樹帯の新設、改築又は除却(行為の内容の(1)～(5)のいずれかに該当する場合) ・設置の日から50年以上経過している石碑等の改築又は除却

※ この表において、「工作物」とは地下埋設物、石碑等、その他屋外設置物を指すものとする。

※ この表において、「土地の形状の変更」とは、土地の掘削、盛土、切土等を指すものとする。また、この場合、「土地」とは道路等の構造物を除く、堆積土層を指すものとする。

※ この表は、今後の学術的調査研究の進展、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直し・改訂を行うものとする。

現状変更等に伴う許可申請区分の流れ図



基本的考え方

(1) 現状と課題

- ・ 国衙地区内には大國魂神社が存在し、周辺は住宅密集地であり周辺環境に留意する必要がある。
- ・ 史跡の保存を第一とし、いかに神社境内にふさわしい整備・活用を図っていくかが課題である。
- ・ 御殿地地区は、JR 府中本町駅前に位置する全国的にも稀有な立地条件であるため、周辺環境との調和を図る必要がある。
- ・ 古代の武蔵国府国司館の遺構を中心として、近世の府中御殿の遺構も併存する複合遺跡である。
- ・ 古代の国司館の歴史的価値が理解できるようにする。
- ・ 近接する東京競馬場(JRA)に配慮して整備し、活用を図る必要がある。
- ・ 周辺の住宅環境や都市活動との関係を考慮する。
- ・ 都市施設に囲まれ、周辺を含めて土地利用の制約を受ける可能性がある。
- ・ 国衙地区と御殿地地区のみならず、周囲に存在する古代から近世の文化財との連携を検討する。
- ・ 国衙地区と御殿地地区をつなぐ動線を考慮する必要がある。

(2) 基本方針

- ・ はじめに、史跡指定地内の遺構、遺物の保護を図り整備を行う。
- ・ 史跡の本質的価値が見学者に容易に理解されるよう、適切な情報提供に努める。
- ・ 古代からの歴史の重層性と現代の都市活動が融和する空間づくりを行う。
- ・ JR 府中本町駅周辺の賑わいと魅力づくりに向けた環境整備を行う。
- ・ 府中市や地域の魅力の発信とおもてなしの環境づくりなど観光交流を促進する整備を行う。
- ・ 本史跡をはじめとした地域の歴史文化を学ぶ場としての整備・活用を図る。
- ・ 地域の人々の暮らしとともに活用される市民活動の場づくり、憩いの場としての整備を行う。
- ・ 市内の文化資源や周辺の関連遺跡等を結び、広域的な歴史資源をめぐる拠点としての機能を充実させる。
- ・ 整備後の史跡の活用を積極的に行うために、広い視点から活用を図る。

(3) 活用の施策

①市民の文化遺産への理解と愛情を深める取組

文化遺産の保存・活用の推進は、市民一人一人が日常生活の中で文化財に親しみ、文化財を大切にすることを育み、文化財の保護・活用の担い手として、主体的に活動していける環境をつくることが重要である。

これまで、文化財の様々な情報の提供は、各種刊行物や展示会等を中心に行われてきたが、今後は、様々な手法を用いた文化財活用計画を策定する必要がある。

例えば、インターネットホームページの充実と文化財の保存活用を担う人材支援ネットワークを構築することや、老若男女全てが生涯を通して文化遺産に親しむ機会を提供するための講座や

シンポジウムの企画、各文化センターでの巡回展示と講座などを積極的に推進することが必要である。

また、本史跡の保存整備活用事業は、市民主体の協議会を中心に、整備途中も市民に公開するなど、市民に文化遺産を守ることへの理解を深める取組を目指す。

②学校教育との連携

これからの文化財の保存と活用は、数世代に亘って文化財愛護の認識を持ち続けることが肝要である。子どもたちの世代には、学校教育との連携が欠かせない。幼い頃から歴史に見て・ふれる場を提供することによって、文化財を大切にする心の涵養を図ることが大切である。

特に、より一層総合学習の時間において、直接文化財に見て・ふれる機会を充実し、身近な文化遺産にふれる機会を増やすことが望まれる。そのためには、本史跡において、体験学習会を開催することや出前講座のような学習機会をより一層積極的に活用することが求められている。

また、各学校では、本史跡を積極的に訪問し、学習に役立てる配慮が望まれる。こうした取組のためには、学習に適した文化財のデータベース化を図り、子どもたちが文化財に親しみやすい環境を作っていくことが必要である。

③府中御殿の観光交流資源としての活用

御殿地地区の府中御殿跡は、徳川家康との関係から市民には大変関心の深い史跡である。近接した大國魂神社内には元和4年（1618）に二代将軍秀忠の命によって造営された徳川家康を祀る東照宮がある。大國魂神社からの協力を得て両史跡を一体としてつながりの強化を図り、連携した活用を行う。

④市内・近郊の広域的な歴史文化資源を巡る拠点としての活用

大國魂神社をはじめとする市内の寺社、ケヤキ並木や旧甲州街道、宿場町として栄えた歴史など、周辺の歴史探訪・散策の起点としていく。さらに、市内外の広域的な古代歴史資源をめぐり、地域を十分に楽しんでもらえるよう、文化観光視点からみた拠点となるような活用を考える。